

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 警察庁)

【事務・事業名】 放置駐車違反車両の移動・保管	
1. 根拠法令	道路交通法第51条、同法第51条の3
2. 実施主体	警察署長、指定車両移動保管機関
3. 従事者数	算出困難
4. 予算額	警察署長 調査中 指定車両移動保管機関 なし
5. 事務・事業の内容	<p>警察署長 警察署長は、違法駐車車両について、一定の場合に、車両を駐車場等へ移動することができることとされており、また、車両を移動した場合は、当該車両を保管しなければならないこととされている。</p> <p>指定車両移動保管機関 警察署長は、違法駐車車両について、一定の場合に、車両を駐車場等へ移動することができることとされており、また、車両を移動した場合は、当該車両を保管しなければならないこととされているが、移動及び保管に係る事務の全部又は一部を、公益法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして公安委員会が指定する者に行わせることができるとされている。</p>
6. 民間開放の状況	<p>警察署長 警察署長が行う移動保管事務のうち、レッカー車による移動作業、保管・返還事務を民間委託している。</p> <p>指定車両移動保管機関 全都道府県において、それぞれ1法人を指定車両移動保管機関として指定しており、指定車両移動保管機関は、車両の移動、保管、返還、負担金の徴収等の事務を、その名において行っている。</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>警察署長 車両の移動措置は、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るために行われるものであり、当該事業を廃止した場合、その目的が達せられないこととなる。</p> <p>指定車両移動保管機関 移動保管事務に係る指定法人制度は、違法駐車車両の移動措置について、都道府県の予算の枠にとらわれず、これを活性化して、違法駐車車両の排除体制を確立するために導入されたものであり、指定法人による移動保管事務を廃止し、警察署長のみが移動保管事務を行うこととすると、移動できる件数が予算額に制約されることとなり、車両の移動措置が的確に行えなくなるおそれがある。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>警察署長 車両の移動措置は、警察官による移動等の命令が行えないなど、一定の場合に、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度で実施されるものであり、移動の要否は、警察署長が駐車の状況等から個別具体的に判断している。判断を要しない事務については、既に民間開放が行われているため、更なる民間開放は困難である。</p> <p>指定車両移動保管機関 車両の移動措置は、警察官による移動等の命令が行えないなど、一定の場合に、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度で実施されるものであり、移動の要否は、警察署長が駐車の状況等から個別具体的に判断している。指定車両移動保管機関は、警察署長が車両を移動すべきと判断した場合に、その後の移動、保管、返還、負担金の徴収等違法駐車車両の移動に伴う一連の事務をその名において実施しており、更なる民間開放は困難である。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 警察庁)

【事務・事業名】 放置駐車違反車両の移動・保管

9. 個別の質問項目

当該業務については、マニュアル化・ガイドライン化等すれば民間でも実施可能と考えられるが、貴庁の見解如何。

違法駐車車両の移動措置は、緊急を要し相手方に義務を命じる暇がないときに、予告することなく国民の財産に対し有形力を行使する即時強制であって、いわゆる公権力の行使であるから、その業務の全てを民間に実施させることは困難であるが、移動措置に伴うレッカー車両による移動作業等、委託することに支障がない業務については、民間に実施させることは可能であり、現に委託しているところである。

指定車両移動保管機関の概要についてご教示願いたい。

指定車両移動保管機関は、公安委員会が、公益法人であって、違法駐車車両の移動及び保管に係る事務の全部又は一部を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定する者であり、警察署長は、違法駐車車両の移動及び保管に係る事務の全部又は一部を指定車両移動保管機関に行わせることができることとされている。(道路交通法第51条の3第1項)

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行ったときは、当該車両の運転者等又は所有者等は、実費を勘案して都道府県公安委員会規則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期限までにその定める場所において納付しなければならないこととされている。(同第6項)

違法駐車車両の移動・保管を民間委託している場合の警察署長の個別・具体的判断の基準を詳しくご教示願いたい。

指定車両移動保管機関は、公安委員会が指定することとされており、その指定の基準は、
公益法人であること

事務を適正かつ確実に実施することができること
とされている。(道路交通法第51条の3第1項)

また、警察署長が行う違法駐車車両の移動等の措置のうち、レッカー車による移動作業等について民間委託しているところであるが、各都道府県において地域の実情に応じ、

業務を行うため、必要かつ適切な人員及び資器材等が確保できるか否か。

業務を行う必要が生じた際に、確実に対応する体制が確保できるか否か。

業務を行うために必要な財産的基礎を有するか否か。

等を総合的に判断し、当該業務を適正かつ確実に行うことができると認められる業者を選定して委託しているものと承知している。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。